

第十九回国会 衆議院 通商産業委員会 議事録 第四十八号

昭和二十九年五月十四日(金曜日)

午前十時四十八分開議

出席委員

委員長 大西 禎夫君

理事 小川 久雄君 理事 中村 幸八君

理事 福田 一君 理事 山手 満男君

理事 永井勝次郎君 理事 加藤 謙造君

小川 平二君 小金 義昭君

始関 伊平君 田中 龍夫君

土倉 宗明君 笹本 一雄君

柳原 三郎君 加藤 清二君

齋木 重一君 帆足 計君

中崎 敏君 川上 貫一君

出席政府委員

通商産業 古池 信三君

通商産業 徳永 久次君

通商産業 中村辰五郎君

通商産業 中村辰五郎君

通商産業 中村辰五郎君

通商産業 中村辰五郎君

通商産業 中村辰五郎君

通商産業 中村辰五郎君

通商産業 中村辰五郎君

通商産業 中村辰五郎君

通商産業 中村辰五郎君

通商産業 中村辰五郎君

通商産業 中村辰五郎君

通商産業 中村辰五郎君

通商産業 中村辰五郎君

通商産業 中村辰五郎君

通商産業 中村辰五郎君

通商産業 中村辰五郎君

通商産業 中村辰五郎君

通商産業 中村辰五郎君

通商産業 中村辰五郎君

通商産業 中村辰五郎君

通商産業 中村辰五郎君

通商産業 中村辰五郎君

通商産業 中村辰五郎君

通商産業 中村辰五郎君

航空機製造法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三八号) 有機合成化学に関する件

○大西委員長 これより会議を開きます。まず小委員会の参考人招致の件についてお諮りいたします。次回の中小企業に関する小委員会において、福井、石川地方その他の織物及び染色業者代表を参考人として招致したいとの小委員長よりのお出が有りますので、これを許可し、なお参考人の人選につきましては委員長の御一任願いたいと存じますが御異議ございませんか。

○大西委員長 それではさよう決定いたします。

○大西委員長 次に航空機製造法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑の通告がありますので順次これを許します。始関伊平君。

○始関委員 航空機製造法の一部改正案につきまして、簡単に二、三、お尋ねをいたします。

今回の改正案は、現行法は検査に主眼を置いた技術的な立法であり、航空機なりあるいは航空機製造事業にについては届出制を採用することになつておるのであるが、今度はこれを改めて、許可制にする、これによつて航空機製造事業の事業活動を国家的に調整して行きたいというのが主眼のようでありまして、このような改正を必要とする背景として、航空機製造事業の現状がどうか。航空機の生産そのものはまだほとんど見るべきものがないのであるけれども、航空機工業というものは濫立の傾向があり、従つてこのままで行けば過剰投資というやうな心配も起つて来るというのであります。その辺の事情をまず最初に簡単に御説明を願いたいと思ひます。

○徳永政府委員 この法律案御審議の参考資料といたしまして、たとえば特需の關係がどうかであるか、保安庁の発注状況がどうかであるか、あるいは試作の状況がどうかであるか、現行法によりまして届出会社の一覽表等の資料をお配りいたしておきましたが、これでごらんだかきと、御承知のやうに戦争中におきまして日本は、航空機生産最高のは年間二万三千機もつたというやうな実績があるわけでありまして、その実績からしまして、勢い業者数も相当まだ残つておるし、腕に覚えのある企業もたくさん残つておる。もちろんその中には戦後引続き生産をやろうという意欲をなくして、他の事業に転換したものも相当あるわけでございますが、それにいたしまして、参考資料に出しておりますやうに、現行法によりまして届出をするに、現在生産あるいは修理の事業に關係しております業者は非常にたくさんあるわけでございます。その数をかいつまんで申し上げますれば、エンジンにつきましては五、六社と

いうやうな状況に相なつておるわけでありまして、個々の需要がどの程度になるかというところは總体的に考えなければならぬわけでありまして、要需がどの程度になるか、われわれにはまだ正確にはわかりませんが、非常に小さいものであろうというところは考えられるわけでありまして、その面から見まして、全部の企業者が戦前のやうに相当程度に仕事ができるということはおおよそ考え得ない環境にあるというのには、これは大局的に間違ひなく想像できることでありまして、現状におきまして、常に二十億程度の投資が行われておりますが、今後のことを考えますと、現状において二十億程度の投資が行われておるとはいへ、まだ本格的な航空機生産の態勢の整つていない現状、この現状においてこそ許可制にしまして、過剰投資が行われないやうにする、この意義が非常に大きいものである、というふうにも私ども考えております。

○始関委員 航空機の製造につきましては、戦後約八年間技術的な空白があつたわけであつて、この技術的な空白を補うために、外国の優秀な技術者の間に技術の援助契約を締結したい、あるいは航空機の製造権を導入したい、というやうなことで、相当激しい競争戦が行われておるといふやうに聞いておるのではありませんが、その辺の事情と、それから今回のこの法律の改正案もそういったやうな事象にも対処するといふ意味を持つておると思ふのであります。その対策をどう考えておるかを明

らかにしていただきたい。

○徳永政府委員 現在の航空機関係の技術援助契約状況がどの程度に行つておりますかという点、配付資料の中の四の項目にあげてありますがこれにかいつまんで申し上げますと、川崎機械工業がベル・カンパニーとの間に小型ベル・ヘリコプターの製造権を取得しております。これはすでに生産を若干なしておるわけでありまして、次に東洋航空工業がフレッツチャーとの間に対地攻撃機の製造権を得ております。これは御承知の通り新聞にも出ましたやうに、会社が破産するといふやうな経過をたどつたのであります。現実には一機の製造を済ませて、それを印刷の方に輸出いたしております。さらに三、四機の製造を行つたやうな現状であります。それから富士重工がビクター・ラフトとの間に三型の練習機の製造権を得まして、その生産に現在着手しております。これは本年度の予算の中に出ております保安庁の発注にかかわる機体の製造ということに相なつておるわけでありまして、それから新三菱重工がブラット・アンド・ホイットニー事業社との間にエンジンの製造権を得ておるわけでございます。なおその他部品関係になりましたら、航空用計器関係といたしまして、東京計器がスペーリ社との間に水平儀その他の計器類の話をつけておるわけでありまして、以上が現に成立しておりますものの概要でございますが、目下交渉中の問題になつておりますものに富士自動

本日の会議に付した事件

は今申しましたようなことからいって、一般的な、漠然とはありまが、しかし大局の判断としてはとうてい一機種について数社の存在を許さぬくらいのスケールであらうということに想像し、その想像の環境に對しては相応するにたいいいますか、あり方というものを考えて、こういう改正案を用意したいというふうに考えておるわけでありま。

○始開委員 今までの当局の説明によつて、航空機工業がわが国で再出発しようという場合に、企業の新設を防止する、また合理的な生産態勢の確立と、それから機種の生産分野の調整をはかりたいのだという改正案提出の趣旨は、大體了解をするのでありまが、この許可制の運用にあつては、たゞいまお話のように需要がはつきりしないといふことは非常に困つた問題でありまが、それと同時に一方において、この許可制の運用につきましては、企業の新設というものをどう考へるかという問題が非常に重要だと思ひます。経済的な生産を行うためには、航空機工業の特性としては必ずしも大量生産でやる必要はないのだといふような見解もあるようでありまが、それにいたしましても、大體一月に少くとも何機ぐらいの生産がなければ企業の新設にならないのだといふことがあらうと思ひます。何いたいで、その辺の御見解を、伺いたいでありま。それから一機種について、はおそらく一企業しか認められなだらうというたゞいまの局長のお話でありまが、一機種について一企業しか認められなとして、はたして経済単位に到達できるのかという点も

疑問がありますので、その辺につきましても、はつきりしない要素ばかりで議論をするので質問する方も答へる方も非常にむづかしいのでありまが、もう少しはつきりした見解を伺せていただきたたいという二点についてお答え願ひたい。

○徳永政府委員 生産と、企業的にどの程度の大きさであれば企業的に成り立つかといふことにつきましては、これはこの航空機の種類によりまして、その複雑さ、精密さ等の関係から、設備資金、投資額が比較的多くても済むもの、それから比較的少くても済むもの、うような関係も出ておるわけでありま。たとえば練習機等の場合におきましては、設備資金が非常に少くても済む。従ひましてその生産も欲を言へばきりがないのでございませうが、最低のスケールといひますが、それをやれば、月産五機ぐらいのものも企業的に成り立つのではなからうかといふような感じをわれ／＼は持つておるわけにございませう。ところがたとえばジェット機になりますと、エンジンと機体と違ひますが、機体の場合においても、最小限一機ぐらいなければ企業ベースに乗りがたいのではないだらうかといふふうな考えをおるわけでありま。そういう程度の企業種別の大きさといふものを考へておるわけでありまが、需要そのものが、これはまた機種によりまして、類似のものでありまれば類似のものを一機種は違つても二つ合せて、同じ生産工程に流し得るということも出ておるわけでありま。その二つの点を生産の立場から見ますれば、機種をなるべく集約して考へてもらいたたいという要望が出ておるわけ

でございます。飛行機を使う方の立場から見ますれば、それ／＼の目的に應じらう／＼なものがあつた方がよいといふような希望も出て来るかと思ひますが、その辺が今後の日本の問題になるのではないかと考へておるわけでありま。

○中崎委員 議事進行について、局長にもう少し声を大きくしてもらはぬと十分に徹底しないから、御注意願ひたい。

○大西委員長 徳永君、大きい声で発言をしてください。

○始開委員 今度は古池政務次官にお尋ねをいたしますが、たゞいままでの徳永局長のお話では、今述べられたものになるべく機種の制約を。あまりたくさん種類のものをつくらないといふことにつきましては、目下確定している予想、並びに不確定ではあるがほぼ予想される需要といふような方面から見まして、一機種について許可し得べき企業は一企業がせい／＼であるといふお話でありました。そうであるといふと、これは完全な私的独占になるわけでありま。私的独占といふものは、従来の實際上の経験からいへば、必ずや何らかの形で弊害が起つて来るのでありま。この点につきまして、当局ではそういう弊害が出て来る心配はないとお考へであるかどうか。また弊害が起つて来る心配があるとなれば、どういふような形で弊害が出て来るであらうか。またその起つて来るものが予想される弊害についてどういふふうな善処されるかといふことをお尋ねしたいのでありま。なお私的独占の禁止といふものは法律もございませうし、自由主義経済下にお

ける一番大事な原則だと私は考へてゐるのでありまが、今回の法律によりまして、私的独占をねらいとしてゐるのではないまでも、結果としては私的独占を法律によつて保護し、保障をするという結果になるのであつて、このことは経済政策としては矛盾でありま。非常に不都合な話だと私は思ふのでありまが、この点どう考へるか、政務次官にお尋ねをいたします。

○古池政府委員 お答え申し上げます。たゞいまのお尋ねによりまして、この航空機製造事業法の施行によつて一機種一社といふことに實際となるであらう。そうすれば私的独占禁止法の精神にも反することになりはせぬかといふことが主眼の点であつたと存するものでありまが、もと／＼私どもはこの航空機製造事業法の改正によりまして、どうも独占禁止法に違反することをやらうといふ精神のないことは申すまでもないものでありま。ただ逆から申しますと、この際無制限に放任することは決してわが国の航空機製造事業を健全に発達する軌道に乗せるものではない。これもおそらく議論の余地はないことであらうと思ひます。すなわち航空機に関するわが国の現在の状態がきつめて程度の低い状態にありまがゆゑに、この際この法律に規定されましたような基準に従つて事業の許可をやつて参らうといふわけでありま。その結果としてあるいは一社になる。あるいはまた二社になるようなことも將來生じて行くか、その辺のところは實際問題でありま。から、法律問題とは別になりま。客観的情勢としましては、將來の予想の非常

に困難な航空機につきまして、当分一機種一社になるであらうといふことは考へられるのでありま。けれども、政府としては決して初めからそれに限らうという精神はないのでございませう。決して独占禁止法に違反するものとは思つておりませう。もちろん將來需要がふえ、またわが国の製造事業についての力が増して参りますれば、一機種についても何社も存在して決してさしつかへはないであらう。要するにこの法律に掲げられた基準に合致しさえすれば、どんな／＼許可して参るつもりでありま。その辺の心配はないと思ひます。

それからなおそういうことになる、自然競争が許されぬといふ関係から、技術の進歩もかえつて劣りはせぬか。もつと自由にやらせれば、技術その他において進歩が早いではなからうかといふことも考へられますが、これは御説明申し上げたであらうと存じまが、事業としてではなく、／＼の技術の面において試作をすることは自由でありま。その点についてどの機種につきましても技術の進歩を阻害するといふおそれはあるまい、かように私どもは考へております。

○始開委員 たゞいまの政務次官の答弁では満足でないといふのでありま。と申すのでありまが、結果において資本主義経済の建前として最もいふべきは、これは何も独占禁止法違反であるとかんたかといふ形式論を離れまして、もつと深い原理の上から非常に避けなければならぬ、實際上私的独占の保護になるという点が問題なのでありま。一方におきまして私的独占

であ。他方において買上げるものは主として政府である。さらにこれはお尋ねをいたしませんでしたが、おそらくは航空機工業の必要な資金は政府資金が流れて行く。広義の見返り資金なども出さんじやないかと思ひます。が、私的独占であり、買上げるものは政府であり、金を出すものは政府である。こういったことから申し上げます、従来の実例から申ししても、どうしても経営の非効率化とコスト高を政府買上げ価格に転嫁する。戦時中に行いました親方日の丸式な弊がどうしても起つて来るのでありまして、それについてそういうねらいを持つていないだ、また形式的に独占禁止法の違反でないだという程度の御答弁では、はなはだ不十分であり、与党の私としても納得ができないのであります。もう少し突き進んだ現実の事態に即した御答弁を願ひたいと思ひます。

○古池政府委員 お尋ねの御趣旨もよく承知しているのでございますが、独占的になる心配はないか、これはあくまで事業のあり方としてはおもしろくないではないかというお尋ねであります。が、問題は結局現在の段階におきまして、日本の事業に対する力がきわめて弱い。この弱い現在において、多数の事業が濫立するということは、まずまずこれを弱まらしめるのみであつて、決して当を得たものではない。こういうところから出発しておるのであります。この事業の需要がふえ、また内容に力がついて参りますならば、これは何社あつても決してさしつかえない、かように考えておるのであります。それからもう一つ航空機の買上げ等については、かような場合、事業者

が甘やかされはせぬか、不当に高いものを政府で買上げするような結果にはならぬかというお尋ねでございますが、この辺のところは、実際問題で今後起つて来ることでございますけれども、この発注の場合には値段段については、十分国際価格との関係を考慮いたしまして行くとに当然なるだろうと思ひますので、ただいまのような御心配はまずなからうと私は思つておるのであります。御承知のように、ただいま保安庁が発注しております練習機につきましても、大体これは輸入価格並でなされておることは御承知の通りであらうと存じます。今後もしやという方針で政府はやつて参りました、かように存じております。

●**開始委員** 私はまだ満足をしていません。私の考えでは私的独占というのは必ず非常な弊害が起る。これは方面が違う例で恐縮ですが、帝石なんかいうまくやるのもその一つの例であると考えておりますが、この点につきましては、いずれ他党の方でも問題としてお取上げになると思いますので、その程度にしておきます。

それから、ただいまの問題に關連を
いたすのでありますが、これも政務次
官にお尋ねをいたします。この法律の
施行の当時におきまして、どういふ企
業に許可するのであるか、その点を伺
いたないのであります。先ほど徳永局長
の御説明によりますと、機体で十七
社、エンジンで五、六社のものが、現
行法による事業の屈出をいたしてお
るようであります。そこでもしこの屈出
をしておりますものが、今回の法律に
よる許可の申請をいたしますならば、
一体それは許可をすることになるのか

ならないのかという点であります。もし許可をしないのだということであれば、おそらく相当な摩擦があるであろうと思います。それからまたもう一つでなしに、いわば屈出折みのものを一つの既得権と認めまして、これには全部許可をするのであるということであれば、いろいろな弊害があるにしても、とにかく一機種一企業という最小限度の目的すら達しないことになるのでありまして、それでは立法の趣旨が完全に没却されると思うのであります。この点は私の考えではかなり重要な点だと思いたすので、はつきりとひとつお答えを願いたいのであります。要するに十七社またはエンジンの六社というものは、最小限度として許可をするのか、あるいはこれは削るのかという点を明確に御答弁を願いたいと思いたす。

○古池政府委員　具体的な問題として、何社を許可することになるかどうかというお尋ねでございますが、これは、ただいまの段階で私からお答え申し上げますことは非常に困難であります。この法律が施行される段階になります。

まするならば、いづれ航空機生産審議会に許可の方針等についても御相談を申し上げて、大局的に見て妥当なる許可をして参りたいと考えておりますので、今日のところは、具体的な問題についてお答えすることはお許しを願いたいと思います。

○始開委員 私はい具体的にAという会社、あるいはBという会社を認めるのかどうかということをお尋ねしておるのではございません。一機種一企業だということですが、私の考えでは機種の数は一七などということでも

ないと思いますから、現在届出をされておられますものがさらに整理されて、許可の対象になると考えてよろしいかどうかということ、抽象的なお尋ねとしていたすのであります。

○古池政府委員 これは今後の必要の見込みでありますとか、また業者の許可基準にはつきり合うかどうかということを考慮しながら許可をして参るのことでありますから、抽象的に申せば大体それらに該当すれば許される、こうお考えになつてつけようだと思います。

○治田委員 どうもはつきりいたしません。

せんが、これはまたあとでどなたか取上げられると思いますから、他に移りたいと思います。私の最後の質問は、イギリスあたりでは航空機の輸出というものを重視しておる。わが国でもプラント輸出とか船舶の輸出などは非常に有利であるように承知いたしておる。

のでありますが、航空機につきまして輸出ができるということであれば、これはわが国の産業あるいは貿易の上から行きまして、非常によいと思うのであります。通産当局としては航空機輸出の将来性をどう考えておられる

か。これにつきましては市場をどこに求めるか、あるいは品質や機能の実態と、それに対する世間の信用、それからコストなんかが国際的に見ましてわが国はどうであるか、いろいろ問題置かれています。とにかく私は将来の日本の輸出の非常におもしろい対象として航空機というものを考えてみるということであれば、これを助成をするということも大いに考究してみる必要があると思うのであります。現在のところ通産当局はどうお考えであるかという点をひとつお尋ねをいたします。

それと似たような問題であります
が、今日まで日本がアメリカあたりから
買い入れた飛行機というものは何台か
くらいあるのか、また外貨はどのくら
い使つておるのかという点、それから
輸出をする場合に、まず国内で使う飛
行機、軍用ないしは民間用ともに国内
の飛行機でこれを代替し得るといふこ
とは、当然われ／＼として考えなけれ
ばならない目標であるわけであります
が、こういう点につきまして、いろい
ろな角度から考えまして、それがいつ
ごろになれば可能であると考えられる
か、それによつて外貨なんかほどの程
度獲得できると期待するのか。要する
に民間輸出として、また国内用の航
空機として法律には書かれてございま
すが、その法律の内容をなすものとし
て民間用航空機の輸出用も含めまし
て、当局はどういう期待を持ちまたど
ういうふうなこれに対処されようとな
すのか、そういう点についてお示しを
願いたいと思ひます。

○古池政府委員　ただいまのお尋ね、私もまったく同感でございます。今後日本が航空機製造事業をほんとうに堅実に発達せようとするならば、必ず輸出の問題は考慮に入れなくてはならぬのでありまして、現在考えられます輸出の相手先としましては、東南亚ジア諸国でございます。これに對しましては、むしろ日本としてこれらとの国情に合ったような飛行機をできるだけに合理化された価格によつて送り出す。これに對しましてはおそらく東南アジア諸国においても日本の輸出航空機の受入れをやつてくれるであらうと考えられるのであります。もとより他の諸機械と同様に、航空機につきま

しても十分今後は輸出の面のことを考
えて行くつもりであります。なおアメ
リカからの輸入航空機の数、金額等
につきましては局長から御説明いたしま
す。

○徳永政府委員 これまでの輸入の状
況につきましては、二十七年、八
年度の実績を参考資料でお届けいたし
ておりますが、これは主として国内の民
間航空、日航が国内航空を営業的にや
つておりますほか、各新聞社の関係
等の飛行機があるわけでございしまし
て、その数が二十七年、二十八年、
出ているわけであります。部品を除き
まして、航空機といしましては二十
七年度で八十七機、二十八年度で四
十一機、合計百二十八機が輸入されて
おるわけであります。こういう状況で
ございまして、現在入つておりますもの
は、お説のようにプロペラ・エンジ
ンの飛行機でございまして、プロペラ・
エンジンの飛行機につきましては、日
本の戦前におきます技術水準は国際
的に見まして決して低かつたものでは
ございせん。今でこそ白紙にもどつ
ておりますので、つくれないから輸入
しておるということでございますが、
これは当然に航空機工業が再建さ
れますならば、国産で国際的に植民
び性能において負けないものができ
るといふような希望を私どもは持つて
おるわけであります。同時に日本の工
業技術の点から行きますと、航空機工
業といふものは一つの機械工業の先端
を行く事業でありますので、その意味
からも、日本の工業全般の技術水準の
向上という意味からも、日本の航空機
工業がある程度再建されるということ
の意味があると考へまして、私どもは

大いに希望を持つておるわけでありま
す。また輸出関係を考えてみまして
も、先ほど政務次官からお話がありま
したように、東南アジア市場を考えてみ
ました場合に、東南アジア等におきま
しては、ジェット・エンジンとか、さよ
うな高級なものを考慮するよりも、
たとえ現にすでに注文が確定いたし
ましたフレッチャー機というやうなも
のにつきましても、技術の特許権はア
メリカにございまして、アメリカで
は現実に生産をされてないといふ
ものであります。この程度のものは
むしろ日本でつくつた方が安くもで
きるといふやうな事情があり、日本に
おきましてそれを生産しようといふこ
となつて現に出されておるといふや
うなこともあるわけであります。日本の
市場の関係を考へても、先ほど申し
ました戦前の技術それから工業水準と
して先端を行くといふことのほかに、
日本に航空機工業の育ち得る背景とい
うものが十分にあり、また希望を持
ておるといふのが私どもの考え方
でございます。

○大西委員長 時間の関係上他の質問
は次会に譲ります。

○大西委員長 次には有機合成化学に關
する件について調査を進めます。
右件について政府当局より答言を求
められておりますのでこれを許しま
す。中村農工局長。

○中村農工局長 今日わが国の産
業構造の重化学工業化と申されること
が非常に注目されておるのでござい
ますが、このうち特に重要な問題につ
きまして御説明申し上げたいと存じま
す。

重化学工業化の一つとして、すでに
アンモニア工業の合理化の点につ
きましては、先般硫安に關します立法によ
りまして、五箇年計画の推進というこ
とをねらつておるわけでござい
ますが、そのほか特に有機化学工業とい
はしまして、國際的にも非常に注目され
る新化学工業といはしまして、特に二
つの基幹的な産業について御説明いた
したいと思ひます。

一つはすでに政府が非常に積極的
に種々の施策をいたしております合成
維工業の発展でございますが、これに
つきましては、政府はすでに五箇年計
画を作成いたしまして推進しているこ
とは御説明申し上げるまでもござい
せん。資料について二、三の点に
触れますと、合成繊維及び醋酸纖維原料
工業の育成についてという資料がござ
いりますが、この二枚目に合成繊維の
生産計画並びに実績の進捗状況を示
したグラフを載せてございまして、グラ
フの方をこら願ひます。ナイロン、ビ
ニロンの計画並びに実績の表が左側に
ございまして、ナイロンにつきま
してはすでに計画を上げておる状況で
ございまして、ビニロンにつきま
してはまだ計画の線に載つておりませ
んが、ナイロンにつきましても技術
的な進歩、需要面における開拓とい
うことが非常に進捗いたしまして、昨
今輸出に努力をいたす状況に相なつて
おります。右の表はアセテート、ビ
ニレン関係の計画並びに実績が計
算を上げておる表でございますが、ビ
ニレンの方は計画に達しておらぬとい
うのはまだ計画に達しておらぬとい
う状態でございます。しかしこれらの両
グラフに示されております計画に對し

まして、今日われわれの見通しとい
はしましては、業界の努力によつてこの
計画に漸次近づいて参るといふ期待を
持つておるのであります。もちろんナ
イロン等につきましても、基本的には
この計画を修正するといふやうな問題も
考え得られるのではなからうかと思
ひます。

合成繊維につきましても、この
程度にいたしまして、次に従来合成
維ほど問題にされませんでした。し
かも有機合成化学として非常に進歩
しております合成樹脂の計画につ
きまして御説明いたしたいと思ひます。こ
の案文は説明の要はございません
で、数字について申し上げたいと思
ひます。三枚目に、合成樹脂育成対策の
対象とする樹脂の種類及びその生産目
標という別表がございまして、ここに五
箇年後の生産目標という数字が示して
あります。これを昭和二十八年の実績
に對しまして、どの程度の進捗をいた
しますか、グラフにいたしました。こ
れは一番最後の表をこら願ひたいと
思ひます。ここに二十五年以降の生産
の伸び並びに計画を繰り込んで、三十
三年までの見通しをグラフにしてあり
ますが、塩化ビニル樹脂のことには
生産が急速に伸びつた。同時に新
しい硬質ビニルでありまして、食
糧増産用、あるいは植林増殖用に使
たような身のまわり品でない、工業用
と申しますか、建築資材といひま
す。あるいは農林物資の生産増強用と
しての需要が開拓せられておる。こ
うな進歩をいたしたのであります。
尿素樹脂につきましても、非常に伸び
を示しております。フェノール樹脂

は、従来も相当ございしましたが、こ
れ品の品質改善その他によりまして、順次
需要の増を見えております。その下にポ
リスチレン、ポリエチレンといふや
うな樹脂の名前が出ておりますが、こ
れは今後の新合成樹脂ということに相
なるのであります。

それから右の方の小さい表にもご
ざいます。メタクリル樹脂あるいは
ポリエステル樹脂、珪素樹脂、弗素樹
脂、こゝのものは、やはり先ほどの
ポリスチレン、ポリエチレン同様に、
新製品として今後期待し得る樹脂で
ある、こゝのやうなやうに考へるの
であります。

そこでこれらの合成樹脂、合成繊維
が促進することによりまして、わが國
産業の自給度の向上といふ点につ
いての説明いたしたいと思ひます。も
ちろんただいま申しましたやうな合成
維あるいは合成樹脂は、石炭あるいは
カーバイド等の國産原料の活用とい
う点にございまして、これらの自給度
の向上に貢献する点を、二、三申し上
げたいと思ひます。合成繊維につ
きまして申し上げますと、これらの五箇年計
画が実現いたしますと、これにより
まして外貨の節約がどの程度に実現
したかと申しますと、綿、羊毛、麻等
の輸入の抑制といふ形を通じて、一
億六千万ドルの節約に相なります。合
成樹脂の増産によりまして、食糧の増
産によりまして輸入食糧の外貨の削減
といふやうな期待を考へまして、これ
が約四千三百万ドル、さらに鉄鋼原料
であります。非鉄金属その他の輸入
原料の節約といふことを考へまして、
これが最終年度におきまして五千九
百万ドル、合せて合成繊維、合成樹脂の

外貨面に対するプラスが二億六千万ドル程度に達するものと考えられております。しかしこれは国内の輸入外貨の節約という点に貢献するだけでありまして、先ほど一言申し上げましたナイロンの輸出、あるいは合成樹脂製品の今後の輸出に対する貢献は数量的に計算しにくいのであります。ここでは申し上げにくいのであります。ただいま申し上げました外貨上のプラスに、さらにそれを加え得るということを一言申し上げたいと思つております。

これらの合成樹脂、合成繊維のこのような発展に對しまして、原料供給上の問題に關連して特に今日國際的問題になつております石油化学、あるいはレツペ反応によります合成化学、オキシ法反応によります有機合成化学について、問題点を二、三申し上げたいと思つております。以上申し上げた点で特にわが國の既存の原料、特に石炭といふものについて考えますときに、石炭につきまして特に有機合成化学の見地から今後の問題点として、現にわが國の事業家において検討も、技術導入についても検討を加えた問題の一つとしてオキシ法がございます。オキシ法は石炭をオレフィンガス化したしまして、これに一酸化炭素と水素の添加をして合成するレツペ化学の姉妹編に属するものでございまして、これによりまして工業アルコールをつくりまして、これをもとにいたしまして各種の化学製品に誘導するのであります。これが長い見通しの問題として、少し表現がとつた表現になります。石炭からバターをつくるというようなくところまで化学的に發展し得る新しい化学工業でございます。これにつきま

しては、先般三井化学が特に關係会社の低級炭をもとにしてこの事業をいたしたいということで計画も、検討も進めておるといふ点でございます。

次に石油化学の点に触れますが、石油化学を日本で興す必要があるかどうかという問題でございまして、先ほど申し上げたナイロンの生産について、これを必要とする理由について申し上げておきたいと思つております。ナイロンの生産に絶対に必要でございまして石炭酸の供給でございまして、この石炭酸の供給は、わが國の原料としましては鉄鋼業の生産規模、鉄鋼業の副産物としての化学製品、化学のタール製品、こういうものの量にデイスパンドしてあるのでございまして、今日以後のナイロンの生産を満たす石炭酸は、実は鉄鋼業の鉄鋼生産が五百万トン程度の現状から行きますと、合成繊維としてのナイロンの今後の伸びには対応し得られないのでございまして、アメリカにおきましては鉄鋼業の伸びが大体累率三割ぐらゐ、合成繊維、合成樹脂等の部門におきましては需要増が一五割ぐらゐのテンポで進んでおりまして、アメリカとしては戦時中この鉄鋼業の生産規模ではこれらの新化学工業を育成し得ないといふことで、石油化学といふものが特に重要に相なつて参りまして、アメリカでは今も非常な石油化学といふものの發達を見ておるのであります。有機化学工業のうちに占めます石油化学のウエイトといふものは、八三%に相なつておる状況でございまして、わが國の事情からいたしまして、ナイロンを例にとりまして、今申しましたようなことでございまして、同時に他の合成樹脂、特に今後生産を増強しなけ

ればならぬと申し上げました合成樹脂の、たとえばポリエステル樹脂でありまして、ポリスチレンといふたような關係につきましては、石油系の原料によつてこれを實現することが必要でございまして、この点からいたしまして、今後の有機合成化学工業として合成樹脂、合成繊維といふものを考えますときに、石油化学工業の必要が特に緊切になつておることを申し上げたいのであります。

石油精製の現状と石油化学との見合の問題になります。現にアメリカ等でやつておりますシェルの石油化学は、副生ガスを中心にしてこれを量産しておるといふ状況でございまして、この規模が日産十萬バレルあるいは二十萬バレル、こういう大きな石油精製工業の副産物としてのガスを利用するところに、これらの化学工業の基礎があるものであります。わが國におきましては不幸にしてさういふ大きな精製工場を持つておらないのであります。しかし現に石油化学工業をやります方式として考え得られますことは、この副生ガスから参りませんで、重油とかあるいは中間の製品を抽出することによりまして、適正規模の石油化学工業を興すといふことであります。そのような方途に従ひまして、順次用途關係によりまして需要量に對応した石油化学工業を興して参りたい、こういうぐあいに考えておるのでございまして、これに要します一つの——四千百バレル程度の日産でございまして、現にございまして石油精製工場に、分解装置を加へることによりまして、これら、先ほど申し上げた五箇年計画の

推進にさしあたり必要な石油製品を生産することができるといふぐあいに一応考えておるのでございまして、この四千百バレル程度の生産規模でやりまして、原油としての所要量は約四萬トン程度でございまして、私たちが考えております原油の現在の輸入状況等から見ますと、きわめて微々たるものでございまして、もちろんこれだけでは先ほどの五箇年計画進行上まだ少し不足いたしますので、これを倍加する程度の規模、すなわち年間十萬トンあるいは十五萬トン程度の原油をこの石油化学工業のために使うといふことで、先ほど申し上げたような五箇年計画の完全な遂行ができるのではなからうか、こういうぐあいに考えるのでございまして。

なお石油化学のほかに、先ほどレツペ反応化学の問題について申し上げましたが、レツペ化学につきましては特に重要な四つのテーマがございまして、ビニル化、エチニル化、カーボニル化及び環重合化反応、この四つのアイタイプがレツペ化学の中心でございまして、これにつきましては、すでにわが國の化学会社が技術的に研究を加えておりまして、通産省としまして補助をいたしております。この四つのうちエチニル化は、合成繊維とかあるいは合成樹脂の面的技術的な基礎をなすものでありまして、私たちが特に重要だと考えております。なおそれ以外カーボニル化あるいは環重合化反応といふのは目下学者が非常な努力をして検討しておるものでありまして、特に環重合化反応としましては、最近問題を投げかけておりますニプロ

ンの合成繊維製造の基礎をなすものでございまして、この点について私たちがとしても積極的にその實現をはかりたいと考えているものであります。カーボニル化のうちで特に合成繊維に關係の深いものとしてアクリル酸エステルといふものの生産とアセチレンとの化合という問題、これがやはりわが國の新合成繊維として將來伸びるであろうと思つております。オロン系の合成繊維を實現したいといふことで、これにつきましても化学会社が積極的にその實現をはかりつつあるといふことになつておる状況でございまして、この技術の向上ないし導入を積極的に推進したいと思つておる次第であります。

○大西委員長 次会は十八日午後一時より理事会、一時半より委員会を開会する予定であります。本日はこれにて散会いたします。午後零時八分散会